

改定理由

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第7条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26年に調布市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
- ・ 令和6年7月に政府行動計画が改定、令和7年5月に東京都行動計画が改定され、国からの指示に基づき、令和7年度中に調布市行動計画を改定予定

改定のポイント

項目	現計画	新計画
①改定の目的	感染を抑制し、市民経済への影響の軽減	新型インフルエンザ・ 新型コロナ等の 感染を抑制し、市民経済への影響の軽減
②策定の方針	新型インフルエンザの流行を踏まえた内容	新型コロナ対策において得た知見・経験を踏まえた内容
③対象とする感染症	新型インフルエンザがメイン	新型インフルエンザ・新型コロナを含めた幅広い呼吸器感染症
④発生段階の考え方	6段階（未発生期・海外発生期・国内発生早期・都内発生早期・都内感染期・小康期）	3段階（準備期・初動期・対応期）に変更し、 準備期の取組を充実
⑤新型コロナ対策の具体例	記載なし	新型コロナ対策の具体策を コラムとして記載
⑥計画の改定時期	東京都行動計画等の見直しがあった場合に提示適切に変更	政府行動計画において概ね6年ごとの改定が明記 ※調布市行動計画は政府・東京都の動向を踏まえて改定検討

主な計画内容

はじめに

- 1 調布市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的
- 2 行動計画の改定概要

第1部
総論

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 市行動計画の基本的な考え方 | 5 対策推進のための役割分担 |
| 2 対策の目的等 | 6 市の実施体制 |
| 3 発生段階の考え方 | 7 対策の基本項目 |
| 4 対策実施上の留意点 | |

第2部
各論

目次	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な訓練の実施 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な人員体制の強化 ・必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・必要に応じて都職員の派遣要請
2 情報収集・共有, リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報発信 ・東京都との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの設置 ・QAを市ホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの継続設置 ・必要に応じて患者等へ生活支援
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の実践 ・不要不急の外出自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策を強く勧奨 ・必要に応じて施設の臨時休業
4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資材の確保 ・医師会等の関係機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の確保 ・接種会場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン供給体制の確立 ・住民接種の実施
5 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩府中保健所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な食事や物品の支給
6 物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の追加
7 市民生活及び地域 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援金等の速やかな交付・支給に向けた仕組み整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や事業者に対し適切な行動の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口・情報収集窓口の充実 ・事業者に対する財政上の措置

今後のスケジュール

10～12月	1・2月	3・4月
都への意見照会, 協議会へ諮問	協議会へ修正案の提示, パブリック・コメント手続の実施 (市報2月5日号の発行にあわせて実施予定)	協議会へ最終案の提示, 計画策定・公表

学識経験者からの意見聴取・東京都への内容照

- ・ 行動計画の改定にあたっては、学識経験者からの意見を聴く必要があることから、調布市健康づくり推進協議会での諮問のほか、調布市医師会の感染症対策部の先生方からも意見を聴取
- ・ 政府・東京都行動計画と齟齬がないよう、東京都に市行動計画の内容照会を実施（令和7年11月に完了）

学識経験者からの主なご意見

- ・ 学識経験者から21の意見があり、東京都から16の修正依頼があった（詳細は別紙のとおり）

■ 26ページ 2-2 初動期（情報収集・共有，リスクコミュニケーション） (2)

（修正前）市は、国から提供されたQ&Aを市ホームページなどへ掲載するとともに、国からの要請を受けてコールセンター等を…

（修正後）市は、国から提供されたQ&Aを市ホームページなどへ掲載するとともに、**市民から寄せられた質問や意見を収集・分析のうえ、必要に応じて対応策を市ホームページなどへ掲載し、双方向的な取り組みを進める。**また国からの要請を受けて…

（理由）「市民から寄せられた質問や意見を収集・分析し情報提供に生かす」というような文章に変更する

■ 28ページ 3-1 初動期（まん延防止） (1)ウ

（修正前）医療機関への受診を促す…

（修正後）**感染対策が十分な指定された**医療機関への受診を促す

（理由）新型インフルエンザ等の準備期（まん延防止）は感染対策への十分な知識・経験などを有した指定された医療機関への受診のみにすべきと考える。

■ 36ページ 4-2 初動期（ワクチン）

（修正前）見出しの変更

（修正後）**「住民接種」を「個別接種」と「集団接種」に見出しを変更**

（理由）個別接種と集団接種の内容が混在していて分かりづらい

■ 36ページ 4-2 初動期（ワクチン） (1)

（修正前）市は、必要に応じて、医療機関等の医師・看護師が接種実施医療機関において接種を行うことについて調整を行う

（修正後）市は、必要に応じて、**エッセンシャルワーカー（医師・看護師・介護士・教職員・保育士・清掃作業員等）**が接種実施医療機関において接種を…

（理由）新型コロナワクチンでの実績を踏まえて変更